

議案第七十六号

港区立児童館条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十三年十一月三十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立児童館条例の一部を改正する条例

港区立児童館条例（昭和四十一年港区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表同朝日児童館の項を削る。

付 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（説明）

朝日児童館を廃止するため、本案を提出いたします。